

愛知県公立大学法人教員の任期に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号、以下「法」という。）第3条第2項、第4条第1項の規定に基づき、愛知県公立大学法人における教員の任期に関し必要な事項を定めることを目的とする。ただし、愛知県立大学の学長または愛知県立芸術大学の学長となった教員の職務を代替させるため任期を定めて採用する教員の任期については、愛知県公立大学法人の教員が学長に就任した際に代替のために任期を定めて採用する教員の任期に関する規則（令和6年愛知県公立大学法人規則1号）で定める。

(任期を定める組織及び職名)

第2条 任期を定めて雇用する大学教員（以下「任期付教員」という。）の教育研究組織、身分、職及び法の根拠規定は、別表に定めるとおりとする。

2 別表における通算の起算日は、平成25年4月1日以前に雇用された者は同年4月1日とし、同日以降に雇用された者は、最初に雇用された日とする。

(任期)

第3条 任期付教員の任期及び任用期間は、別表に定めるとおりとする。

2 別表に規定する任期は、任期付教員が当該任期中にその意思により退職することを妨げるものではない。

3 任期の満了した教員は、任期満了時に退職する。

(勤務条件等)

第4条 任期付教員の勤務条件等は、身分によりそれぞれ関連する規程の定めるところによる。

(任期付教員の同意)

第5条 任期付教員を雇用する場合には、別紙様式により同意を得なければならない。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成30年3月26日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第12号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日規則第10号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月21日規則第3号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月28日規則第2号）

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

附 則（令和6年8月26日規則第9号）

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日規則第18号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表

教育研究組織	身分	職	任期	再任の可否	規則・要綱	法の根拠規定
全ての学部	外国人教員	教授 准教授 講師 助教	3年以内	可とする(ただし、継続する任期の通算は6年を限度とする)	愛知県公立大学法人外国人教職員就業規則	法第4条第1項第1号
全ての大学院研究科						
全てのセンター						
グローバル実践教育推進室	任期付教員	教授 准教授 講師	1年	可とする(ただし、継続して4回を超えて再任できない。引き続き雇用された場合であっても通算10年を限度とする)	愛知県公立大学法人グローバル実践教育推進室任期付教員就業規則	法第4条第1項第1号
教養教育センター					愛知県公立大学法人教養教育センター任期付教員就業規則又は愛知県公立大学法人教養教育センター任期付ブラジル派遣教員就業規則	法第4条第1項第1号
教職支援室					愛知県公立大学法人教職支援室特任教員就業規則	法第4条第1項第1号
国際文化研究科					准教授 講師	可とする(ただし、継続して3回を超えて再任できない。引き続き雇用された場合であっても通算10年を限度とする)
美術学部	特任教員	教授	1年以内	可とする(ただし、再任は1年以内の任期とし、継続する任期の通算は5年を限度とする)	愛知県公立大学法人美術学部特任教員就業規則	法第4条第1項第1号